

「世界の北海道」を目指して  
—北海道総合開発計画—

平成30年3月23日  
帯広開発建設部

## 道路協力団体<sup>注1)</sup>が幌加除雪ステーションへ自動販売機を設置

### 収益を道路の維持管理活動へ活用します！

～大雪山国立公園内の景観に優れたドライブルートをより快適に～

平成29年12月18日付けで道路協力団体の指定を受けた「十勝シーニックバイウェイ 十勝平野・山麓ルート」では、下記のとおり国道273号幌加除雪ステーションに自動販売機を設置し、その収益により、国道沿道等への植樹及び維持管理活動を行う「100年の木プロジェクト」<sup>注2</sup>及び花壇植栽や道路清掃などの取組を充実させ、道路景観の保全や道路利用者の利便性向上を図ります。

#### 記

- 1 利用開始日 平成30年3月27日（火）
- 2 場 所 国道273号 幌加除雪ステーション 上士幌町幌加国有林163林班  
(別紙1参照)

注1) 道路協力団体とは、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的として、道路法に基づく指定を受けた団体です。

【道路協力団体制度HP】 <http://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

注2) 100年の木プロジェクトとは、美しい沿道景観の創出、地域ブランドや地域の魅力向上及び道路の交通環境の向上を目的として、北海道観光の「道しるべ」となる「サインツリー」を地域と一緒に上川から十勝間の幹線道路の沿道（延長約220km）に植樹を行い、訪れる人々に、景観の優れた（シーニックバイウェイ）箇所、並木、花壇や庭園（ガーデン）等を案内、おもてなしを行うものです（別紙2参照）。

※帯広開発建設部では、十勝シーニックバイウェイ（十勝平野・山麓ルート、トカプチ雄大空間、南十勝夢街道）の取組を支援しています。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部

特定道路事業対策官 河上 誠 （電話 0155-24-4106）

道路計画課 道路調査官 永井 智之 （電話 0155-24-4106）

帯広開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/index.html>



# 【幌加除雪ステーション箇所図】





# 道路協力団体：十勝平野・山麓ルート of 取組

国道273号幌加除雪ステーションに自動販売機を設置し、  
その収益を道路の維持管理活動に活用します！

活用予定事例：人と未来をつなぐ100年の木プロジェクト  
シーニックバイウェイ&ガーデン街道 美しい北海道景観を育てる会

収益



人と未来をつなぐ100年の木プロジェクトでの植樹



年2回実施する維持管理調査



幌加除雪ステーション 入口ホール

# 「道路協力団体制度」が創設されました。

## 1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

## 2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

## 3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。  
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0
  - 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの  
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
  - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場  
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
  - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具  
(例：シェアサイクル施設)
  - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの  
(例：掲示板)
  - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等  
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
  - 6) 食事施設、購買施設等  
(例：オープンカフェ、マルシェ)
  - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等  
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。  
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。  
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。  
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。



【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。

